

(平成27年1月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額に係る記録を30万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月9日

私は、平成11年4月から17年1月までA社に勤務したが、この間、支給された賞与のうち申立期間に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びB社から提出された賃金台帳により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（30万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日は昭和34年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から同年5月30日まで

私は、A社に昭和34年4月1日に入社し、平成7年8月末日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の加入記録及びB社から提出された従業員台帳（A）並びに申立人から提出された従業員勤務状況調書（表面）及び人事記録表により、申立人が申立期間においてA社C支店に勤務していたことが認められる。

また、A社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日が昭和34年4月1日から同年5月30日に、標準報酬月額が8等級から9等級に訂正されていることが確認できるところ、D年金事務所は、「当時の資格取得年月日訂正届が保存期限により破棄されており、確認できないことから、当該訂正の経過は不明である。」と回答している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者証が訂正されたのは、平成7年9月頃であり、標準報酬月額については、23年11月以降まで訂正処理が行われていない上、制度上は成立しないと考えられる昭和34年8月の随時改定の記録があることなどから、社会保険事務所（当時）における申立人の年金記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和34年4月1日にA社C支店における厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年5月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（事業所整理記号B。現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から同年9月15日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。私は、申立期間を含め同社に継続して勤務していたので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚及び事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間を含めA社に継続して勤務し（社会保険の適用上、昭和39年7月1日にA社（D）から同社（B）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和39年9月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているものの、昭和39年に定期入社した者で、前後の事業所名称がA社及びC社である者については、勤務実態があるにもかかわらず多くの者において、同年に厚生年金保険被保険者期間の未加入期間が生じており、申立人についても、年金記録の状況からそれらの者と同様と思われる旨述べていることから、事業主が同年9月15日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年9月及び同年10月

私は、昭和60年8月末に会社を退職し、国民年金保険料の納付書が届いたので、同年9月から61年3月までの7か月分の保険料をA区役所に納付したが、年金記録には申立期間を除く5か月分の保険料だけが納付済みとされている。納付できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることがオンライン記録により確認できるところ、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者資格を取得した日として同年11月25日と記載され、被保険者種別欄は任意加入被保険者とされていることから、同日に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立期間当時、申立人は、被用者年金制度に加入する者の配偶者であり、国民年金の任意加入対象者に該当し、上述した申立人の年金手帳では昭和60年11月25日付けで国民年金任意加入被保険者の資格を取得していることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することができない上、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、申立期間は、国民年金の未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することができない期間であることが確認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から61年3月まで

私の申立期間に係る国民年金の加入手続は父が行い、私が結婚するまでの国民年金保険料についても父が納めてくれていたと思う。結婚後の保険料は私が納めていたので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続は父が行い、国民年金保険料については、申立人が結婚するまでは父が納付してくれ、その後は自身が納付していたと申し立てているが、申立人の父は既に亡くなっており、申立人は結婚前の保険料の納付に関与していない上、結婚後の保険料の納付場所、金額及び納付方法についても記憶が明確でなく、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和61年3月7日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できること、申立人自身の第3号被保険者の該当記録により、申立人は同年9月に国民年金の加入手続を行ったことが確認できること、及び申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が「昭和61年4月1日」と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで

私は、申立期間当時、A県内において住み込みで仕事をし、国民年金保険料を納付していたが、当時、年に2回ほど、実家であるB市に帰っており、母に「私の保険料は納めないで。」と言っていた記憶がある。

また、C区で払い出された私の国民年金手帳記号番号(*)のほかに、B市においても私の国民年金手帳記号番号(*)が払い出されていることが年金事務所からの連絡で分かったので、母が私の保険料を重複納付していたのは間違いない。

私が納付していた期間に、母が国民年金保険料を重複納付していた期間は1年か1年半くらいだと思うので、調査の上、当該保険料を返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市においても自身の国民年金手帳記号番号が払い出されていたので、申立期間において、実家の母が申立人の国民年金保険料を重複納付していたと主張している。

しかし、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は、既に他界しており、当時の保険料納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、上述のB市で払い出された国民年金手帳記号番号で、昭和36年1月25日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年4月1日で資格喪失していることが確認できるほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複納付していた事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を重複納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 21 日から 43 年 4 月 28 日まで
② 昭和 43 年 6 月 10 日から 45 年 6 月 16 日まで

私は、A社を退職したとき、同社における厚生年金保険被保険者期間のみに係る脱退手当金を受給した。その後就職したB社及びC事業所では、厚生年金保険に加入しているという認識がなかったため、C事業所を退職後に申立期間に係る脱退手当金を請求することは考えられない。また、昭和 47 年に結婚しており、当時生活に困ることはなく、48 年に脱退手当金を受給することはあり得ないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前に勤務していたA社を退職したとき、同社における厚生年金保険被保険者期間のみに係る脱退手当金を受給したと主張しているが、同社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人とほぼ同時期に被保険者資格を喪失した者で、脱退手当金の受給要件を満たす者の支給記録を確認したところ、同社を最終事業所として脱退手当金の支給記録が確認できる者には全て脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示があるものの、申立人にはその表示が無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金が支給されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、A社における厚生年金保険被保険者期間と申立期間は、合算して脱退手当金が支給されたこととなっており、申立期間に係る脱退手当金の最終事業所であるC事業所の事業所別被保険者名簿の申立人欄には、「脱」の表示が記されている上、申立期間とA社における被保険者期間とを基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年頃から 27 年頃まで

私の夫は、昭和 23 年頃から 27 年頃まで A 社に勤めていたので、厚生年金保険の被保険者期間を確認の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A 社で厚生年金保険被保険者記録がある者のうち所在の判明した 12 人に照会したところ、8 人から回答を得たが申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人の妻は申立人が A 社において運転手をしていたと主張しているが、上記の回答者のうち二人は申立期間を含めそれぞれが勤務していた期間における同社の運転手を記憶しているところ、申立人の氏名とは異なる旨供述している。

さらに、A 社は既に解散している上、申立期間当時の役員はいずれも死亡又は所在不明であることから、同社に係る賃金台帳及び源泉徴収票等の所在を確認することができない。

加えて、申立期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5649（事案 1276、3474、5202 及び 5449 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年9月1日から20年9月1日まで
② 昭和21年1月13日から23年5月1日まで

私は、昭和19年9月1日にA社に入社し、当初の見習期間を経て、20年9月1日に本採用となり23年4月30日まで正社員の船員として勤務していたが、船員保険の記録は、本採用となった20年9月1日から21年1月13日までの4か月しかないので、その前後の期間である申立期間①及び②について、これまでも申立てを行ったが認められなかったことに納得できない。今回の再申立てに当たって、新たな資料は無いが、嘘はついていないので、当該期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、第1回目及び第2回目の申立てにおいて、i) 複数の元同僚が、「申立人と一緒にB（船名）に乗船していたことは間違いないが、乗船した期間については記憶が無い。」と証言しており、申立期間①における勤務実態を確認することができないこと、ii) A社は既に解散しており、申立人が申立期間において船員保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらないことなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年11月12日及び23年5月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立期間②のうち、昭和21年1月13日から同年4月1日までについては、第1回目の申立てにおいて、i) 複数の元同僚が、「申立人と一緒にB（船名）に乗船していたことは間違いないが、乗船した期間については記憶が無

い。」と証言しており、当該期間における勤務実態を確認することができないこと、ii) A社は既に解散しており、申立人が当該期間において船員保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらないことなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会の決定に基づき、平成21年11月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、上記と同一期間については、第2回目の申立てにおいて、申立人は、新たな事情及び資料等はないが、社会保険事務所（当時）が、当初、当該期間の加入を認める回答をしておきながら、その後、取り消したことは納得できないと主張しているが、i) C社会保険事務局（当時）は、「D社会保険事務所（当時）において、当初の回答書による加入期間に誤りがあったことから、平成21年8月7日付けの回答書により、加入期間の訂正（昭和20年9月1日から21年1月13日までの期間に訂正）を申立人宛てに通知した。」と回答していること、ii) ほかに、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会の決定に基づき、23年5月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間②については、第3回目の申立てにおいて、申立人は、「A社には、昭和20年9月1日に本採用となって以降、23年4月30日まで船員として勤務していたので、そこまでの期間について船員保険の被保険者記録を認めてほしい。」として主張しているが、i) 船長が船員手帳を渡してくれなかったとして申立人は船員手帳を所持していないことから、乗船期間を確認できないこと、ii) 申立人が思い出した船長及び元同僚の所在は確認できず、当時の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができないこと、iii) 当該事業所の船員保険被保険者名簿を縦覧しても、既に確認されている記録（昭和20年9月1日資格取得、21年1月13日資格喪失）のほかに、申立期間における申立人の被保険者記録は見当たらず、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成25年8月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、申立期間②については、第4回目の申立てにおいて、申立人は自分が船に乗っていたことを知っている元同僚及び同級生に確認してほしいと主張しているが、元同僚は、申立人の勤務期間を覚えていない上、同級生は、申立期間当時の具体的な勤務については覚えておらず、当時の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成26年4月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

3 今回の再申立てにおいて、申立人は、「私は、嘘をついていないので信じてほしい。」として、新たな事情及び資料等はないものの、第4回目の申立てと同一の元同僚及び同級生の氏名を挙げて当時の話を聞いてほしいと主張していることから、再度照会を行ったが、当該元同僚及び同級生からは、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び船員保険料の控除について新たな資料及び保険料控除をうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、ほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情もないことから、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。